

税の申告はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

加古川税務署 ☎079 (421) 2951

2月17日(月)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月16日(月)までに申告してください。2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

所得税

サラリーマンなど給与所得の人

《主な収入が給与収入の人》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。サラリーマンなどの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

事業所得や不動産所得がある人

《主な収入が給与収入以外の人》

- ① 商売など個人で事業を営んでいる人
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある人
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した人

申告で税が還付される人

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の人でも、次のような人は確定申告をすることで税が還付されます。

- ① 令和元年(2019年)中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った人(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた人(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした人(住宅借入金等特別控除)
- ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした人(住宅耐震改修特別控除)

- ・ 本人確認書類
- ・ 認印
- ・ 社会保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付をする人や、還付申告をする人)
- ・ 寄附金受領証明書など
- ※ふるさと納税の寄附金控除については、確定申告をする人はワンストップ特例制度を利用できません。確定申告の際には寄附金受領証明書を必ず添付してください。

▼問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

町県民税(住民税)

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

- ① 令和2年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる人
 - ・ 勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人(20万円を超える場合)

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をする人は必要ありません。所得が少ない人については、負担

を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。※町県民税・各種保険税(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。

- ▼問合せ
- ▼町県民税・国民健康保険税 税務グループ ☎079 (435) 0358
- ▼介護保険料 保険年金グループ ☎079 (435) 2582
- ▼後期高齢者医療保険料 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

申告書作成会場のご案内

- 播磨町での申告書作成と申告受付
- ▼場所 役場第2庁舎 3階 第2会議室
- ▼期間 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
- ▼受付時間

- 午前9時～11時、午後1時～4時
- ※受付時間内に受け付けを終えた人のみ、申告書作成を行います。
- ▼申告受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告の作成と申告の受け付け
- ※次の申告については、ニッケパークタウンの申告書作成会場をご利用ください。
- ・ 譲渡所得(不動産の売買及び株式等の売買による所得)など、分離課税に係る所得
- ・ 事業所得(1年目)
- ・ 住宅借入金等特別控除(1年目)
- ・ 住宅耐震改修特別控除
- ・ 青色申告
- ・ 準確定申告
- ・ 損失申告
- ・ 平成30年分以前の申告

- ▼申告に際しての注意事項
- ・ 事業などで収支計算が必要な場合は、必ず収支内訳書を完成させてください(役場では、収支内容についての指導は行っていません)

【おむつ】にかかる費用の医療費控除 おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって役場保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当する人は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる人

- ・ 以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けた人〔今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の人〕
- ・ 介護保険の申請をされている人で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの人

障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている人で、一定の要件を満たす人は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる人で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

医療費控除の申告

医療費控除の申告は、明細書を作成して提出すれば領収証の提出が不要です。

平成29年分の確定申告などから、領収証の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になっています。

医療費の領収証は、自宅で5年間保存してください。税務署や役場から求められたときには、提示または提出しなければなりません。医療保険者から交付を受けた医療費通知書(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。※医療費通知書に記載のない医療費(医療費通知書への反映が間に合わない医療費など)については、「医療費控除の明細書」に記載してください。

※平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収証の添付または提示によることもできます。